

パブリック・コメント手続(意見募集)結果

横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理計画 の改定について

【公表日】

令和7年12月12日(金)

お問い合わせ先：環境部環境政策課
電話 046-822-8419(直通)

横 須 賀 市

「横須賀市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」に対するパブリック・コメント手続（意見募集）の結果について

1 意見募集期間

令和7年（2025年）10月10日（金）から10月31日（金）まで

2 意見の提出者数及び意見の件数

- （1）意見の提出者数：1人
- （2）意見の件数：4件

3 意見の提出方法

提出方法	人数
直接持参	0人
郵送	0人
ファクシミリ	0人
電子メール	1人
合計	1人

4 意見の内訳

項目	件数
（1）計画の基本事項に関する意見	4件
（2）計画のマネジメントに関する意見	0件
（3）緊急時の対応に関する意見	0件
（4）その他の意見	0件
合計	4件

5 提出された意見の概要及び市の考え方について

1. 計画の基本事項に関する意見

番号	意見の概要	件数	市の考え方
1	21 ページ 見出しは「4 ごみの発生、排出抑制、適正処理のための施策の展開」とありますが、発生抑制に関する記述がほとんどありません。発生抑制のためには、川上(生産者、流通事業者)への働きかけが重要だと思いますが、具体的な施策はないのでしょうか。本市単独での働きかけは難しいとしても、県内市町村が連携して、あるいは国を通じて働きかけていることがあれば、明記すべきですし、さらなる働きかけを検討しているなら明記する必要があると思います。	1	<p>ごみの発生抑制について、生産者や流通業者への働きかけが重要ということは承知していますが、継続施策として地元の生産者や流通業者への排出指導や啓発を継続して行っており、ごみの排出量も減少していることから、重点施策としての明記は行いませんでした。</p> <p>しかし、さらなる働きかけについては、県内市町村と連携して今後計画期間内で検討したいと考えます。</p> <p>なお、ご意見は次期計画策定時の参考にさせていただきます。</p>
2	22 ページ 中段に『・紙類の減量化、資源化』と見出しがありますが、内容は資源化のことしか書かれていません。紙類の減量化のためには、ペーパーレスを推進する取組が必要と思われますが、そのような施策は考えているのでしょうか。	1	『・紙類の減量化、資源化』については、「資源化につなげる施策」を検討すると記述していますが、「資源化につなげる施策」には「減量化、資源化」の意味を含めて記述しています。そのため、「ペーパーレスを推進する取組」を含め、紙ごみを減らす取り組みも検討していくことを考えています。
3	22 ページ 『④ 家庭系剪定枝の資源化』の目的は資源化率を上	1	『④ 家庭系剪定枝の資源化』についてですが、本市ではこれま

3	<p>ることにあるのでしょうか。現在、家庭系剪定枝は燃せるごみとして処理されていると思いますが、エコミルで焼却していれば、剪定枝は化石燃料由来のものではないため、計算上の二酸化炭素は発生せず、むしろバイオマス発電に寄与していると思います。仮に家庭系剪定枝を分別収集することになれば、収集車両の稼働が増えことになり、それに伴う二酸化炭素発生量が増えることになるとと思います。ごみの処理にあたっては、資源化率の観点だけでなく、二酸化炭素発生量の観点も踏まえた検討が必要と思います。</p>	<p>で「剪定枝の資源化」に取り組み、既に「事業系剪定枝」の資源化も実施してきました。今後は、次のステップとして「家庭系剪定枝」の資源化を進め、資源化量のさらなる拡大を目指します。環境省は、廃棄物系バイオマスの利活用の重要性が増しているとしていることから、地域に応じた循環的利用を検討することが望ましいとしており、本市でも「家庭系剪定枝」の資源化について検討していきます。</p> <p>また、ご指摘の収集車両の稼働増による温室効果ガスの発生や、焼却炉で「家庭系剪定枝」を焼却することでバイオマス発電へ寄与している点については、効率的な収集ルートの選定などにより温室効果ガス排出の抑制策を講じるとともに、カーボンニュートラルの理念に沿った資源化の方法を検討していきます。</p>
4	<p>37 ページ 『8 ごみ処理施設の管理』では、現在、稼働している施設についてのみ記載されていますが、廃炉となったものの今後な方向性が未定の南部処理工場や公郷町の焼却場といった施設につ</p>	<p>1</p> <p>『8 ごみ処理施設の管理』については、現計画の中間見直しとして、現計画に記載されている施設を対象に記述しています。</p> <p>ご指摘の南処理工場や公郷町の焼却場については、南処理工場は</p>

4	<p>いても言及すべきではないでしょうか。現況から推察すると、これらの施設は未だ都市計画法上あるいは廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、都市施設(廃棄物処理施設)として位置付けられているのではないかでしょうか。特に公郷町の焼却場は、一部が小動物火葬場として活用されていますが、活用期間が市の方針を転換した上で延長された経緯もあり、また焼却炉は解体されずに長年、放置されたままの状態であるため、今後の取り扱いが懸念されます。市の施設(環境部の行政財産)である以上、これらの施設の取り扱いについて、市の考え方を明記してほしいと思います。</p>	<p>都市計画法および廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、すでに廃止されており、公郷町の焼却場も都市計画法上廃止されています。そのため、今回の計画改定では新たに記述は行っておりません。</p> <p>また、市の施設としての取り扱いについては、府内の関係部局とその土地の取り扱いについて検討しているところです。</p> <p>なお、ご意見にあるそれ以外の施設に関する記述については、次期策定予定の基本計画の参考とさせていただきます。</p>
---	--	---